

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 文化振興担当	
許 認 可 等 名	徳島市文化振興施設の施設等の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市文化振興施設設置条例	
根 拠 条 項	第6条第1項	
連 絡 先	公益財団法人徳島市文化振興公社（電話626-0408）	
審 査 基 準	基 準	次の各号のいずれかに該当する場合は利用を承諾しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 文化振興施設の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) その他公益上又は管理上適当でないとき。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 7日（休日を除く）
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成25年 7月17日最終変更）

審查基準

基 準